

平成 1 9 年第 2 回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成19年7月24日 午後1時46分開会
平成19年7月24日 午後2時16分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席議員

議 員	今 岡 睦 之
議 員	長谷川 順 一
議 員	水 谷 元
議 員	川 岸 光 男
議 員	伊 藤 允 久
議 員	山 田 信 博
議 員	奥 山 始 郎
議 員	西 田 健

4 欠席議員

な し

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管 理 者	柏 木 廣 文
事 務 局 長	前 鳶 卓 弥
事務局総務課長	福 永 賢 治
事務局徴収課長	和 田 嘉 則

議会事務局側

書記長徴収課主査	越 川 靖 之
書記徴収課主事	清 水 理 孝

平成19年第2回

三重地方税管理回収機構議会定例会議事日程

議事日程

平成19年7月24日(火)午後2時00分開議

「議事日程」

日程第1 副議長選出の件

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の件

日程第4

報告第1号 専決処分の承認について

日程第5

議案第1号 平成18年度三重地方税管理回収機構
一般会計歳入歳出決算の認定について

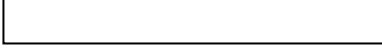
議案第2号 三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について

議案第3号 平成19年度三重地方税管理回収機構
一般会計補正予算(第1号)について

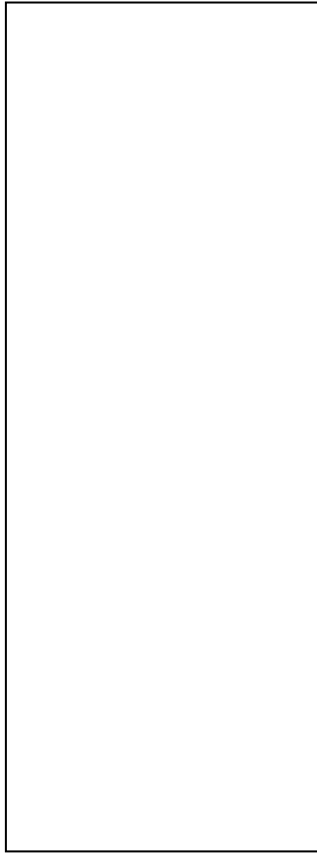
議案第4号 三重地方税管理回収機構監査委員の選任について

議 会 議 席

書 記 書記長



議 長



水谷議員

伊藤議員

奥山議員

西田議員

今岡議員

川岸議員

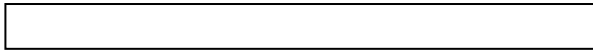
山田議員

長谷川議員

記
者
席

傍
聽
席

管理者 事務局長



徴収課長 総務課長

入口

平成19年第2回三重地方税管理回収機構議会

定例会議事録

事務局長（前嶋卓弥君） 「定例会を始めさせていただきたいと思
います。それでは今岡議長、議長席の方へよろしくお願いい
たします。

議会定例会開会にあたりまして、機構管理者の方から一言ご
挨拶を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたし
ます。」

管理者（柏木廣文君） 「それでは、本会の開会にあたりまして一
言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙中のところ平成19
年第2回三重地方税管理回収機構議会定例会にご出席をいた
だきましてありがとうございます。

ご承知のとおり、三位一体の改革による地方への税源移譲が
本年度から本格的に実施され、地方税の重要性が以前にも増
して高まってきており、より一層、税収確保の取組みを強化
していくことが求められております。こうした中で、機構も
平成16年4月の設立から4年目を迎え、この3年間で22
億7千万円を超える徴収実績を上げ、機構への移管予告効果
などを合わせた機構の設立による効果は、69億円を超えた
ところであります。そして、この間の機構の活動は、県内外
において機構の存在を高め、滞納者に対する抑止効果からも
市町からなくてはならない組織として信頼を得ているところ
であります。このような成果を出した要因は、何よりも機構
に派遣された職員の皆さんが、正義感と使命感を持って真正
面から滞納対策に取り組んだ結果であると判断しております。
今後とも、県・市町・機構が滞納額の縮減に向けて、それぞ
れの役割分担を踏まえ、更に連携を強めていくことが必要と
考えておりますので、議員の皆様方のご支援とご協力をお願
い申し上げ、ご挨拶といたします。」

議長（今岡睦之議員） 「これより、議会定例会に入らせていただ
きます。ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
これより平成19年第2回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会します。それでは、本日の会議に入ります。

はじめに、本定例会の書記として、越川靖之徴収課主査、清水理孝徴収課主事を任命いたし、議事進行を補佐させます。

次に、日程に先立ち、地方自治法第121条の規定によりまして、出席を求めた者の報告でございますが、これは、本機構柏木廣文管理者をはじめ、お手元にお配りしてある「報告」に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

次に『議事日程第1』大野前副議長の失職に伴う副議長の選出を行います。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって、選出の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定します。

三重地方税管理回収機構議会の副議長に、長谷川議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました長谷川議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって、長谷川議員が副議長に当選されましたので、本席から告知をいたします。

次に『議事日程第2』会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第60条の規定により、川岸議員、山田議員を指名いたします。

次に『議事日程第3』会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と定めたいと思います。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に『議事日程第4』報告第1号、専決処分の承認について、議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。報告第1号について、報告いたします。専決処分の承認について

三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立てを行ったところ、第三債務者より異議申立てがあり民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ通常訴訟へ移行されるため、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求めます。

事件 平成19年（八）第52号 取立金請求事件

訴訟手続き等委任事項

機構顧問楠井弁護士に対して訴訟委任状を提出

（訴訟代理人弁護士 楠井法律事務所の西澤博弁護士）

経過報告

平成19年6月28日（木）に和解成立

「和解の内容」

平成19年7月から平成20年3月まで毎月月末までに10万円を支払う。

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「本件について、執行部側の説明を求めます。前寫事務局長。」

事務局長（前 篤卓弥君） 「報告第1号、専決処分の承認について、ご説明申し上げます。三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分につきまして、第三債務者に対して支払督促の申立てを平成19年3月12日に行ったところ、第三債務者より異議申立てが同年3月28日になされました。民事訴訟法第395条の規定によりまして、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行されることから、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定（議会を招集する暇がないと認めるとき）により、専決処分としたものでございます。なお、本訴訟の経過報告ですが、平成19年6月28日に和解が成立し、平成19年7月から平成20年3月まで、毎月10万円（合計90万円）が支払われることとなっております。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「ただいまの説明について、ご質疑ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「質疑なしと認めます。したがって、報告第1号について、直ちに採決をいたします。本件は、執行部原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「全員異議なしと認めます。よって報告第1号、専決処分の承認については、承認されました。次に『議事日程第5』議案第1号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第1号について、報告いたし

ます。

平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について

平成18年度の三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算は、歳入の収入済額2億2,959万1,069円、歳出の支出済額は、1億5,266万2,629円であります。実質収支額は、7,692万8,440円となりました。以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「提出議案につきまして、執行部側から説明を求めます。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「議案第1号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

先程の全員協議会にて、決算書の詳細についてご説明を申し上げましたので、概略についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き下さい。歳入の収入済額の合計は、2億2,959万1,069円で、2ページの歳出の支出済額の合計は、1億5,266万2,629円でございます。歳入歳出差引額7,692万8,440円は、次年度に繰越を行ないました。

次に、3ページの歳入歳出決算事項別明細書を説明いたします。歳入では、予算現額と調定額、収入済額を見比べていただきますと、第1款の分担金及び負担金については、移管事案件数が644件であり当初予算の940件の見込み件数より296件分少なく、5,032万円少ない収入済額となりました。この移管事案件数の296件分につきましては、処理件数割額の精算により市町に返還し、歳入合計でも予算現額に対して調定額、収入済額が少なくなっております。

次に、事項別明細の内容を説明いたします。

歳入では、第1款分担金及び負担金は、市町負担金として均等割額290万円（29市町分）、移管事案引受件数644件分の処理件数割額として1億0,948万円、16年度徴収実績本税分の10%の徴収実績割額として5,406万7千円の合計1億6,644万7千円となりました。次に、第2

款県支出金として県からの補助金 850 万円の収入がありました。5 ページをご覧ください。歳出では、不用額の多かった主なものを申し上げます。第 2 款の総務費は、7,638 万 3 千円余の不用額となっております。総務費第 2 項徴税費の第 1 目税務総務費第 19 節の負担金、補助及び交付金で 4,553 万円余の不用額となっております。7 ページ第 2 目賦課徴収費は 2,223 万 4 千円余の不用額となっております。9 ページの収支に関する調書でございますが、実質の収支額は、7,692 万 8,440 円となっております。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、監査委員から審査意見の報告を願います。本日、永合代表監査委員が所用のため欠席されておりますので、監査事務職員より報告を求めます。和田監査事務書記長の方から報告して下さい。」

監査事務書記長（和田嘉則君） 「議案書の 5 ページをご覧ください。平成 19 年 7 月 5 日に決算審査を実施しました。決算審査対象は、平成 18 年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算書、同実質収支に関する調書及び同財産に関する調書を審査対象といたしました。審査の方法は、決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書に示された決算計数について正否を精査・確認するとともに、関係職員から聴取し審査を行ないました。総括的意見としましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 18 年度一般会計歳入歳出の執行状況等については、いずれも所定の様式に準拠して作成されており、その計数も関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを確認いたしました。以上ご報告申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「監査報告を受けたところで、議案第 1 号について、ご質疑はございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご質疑ないようですのでこれで議案第1号につきまして、質疑を終了いたします。
それでは、議案第1号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたします。本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり可決されました。
次に『議事日程第5』議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、議題といたします。
執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第2号について、報告いたします。

三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について

三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づき、平成20年度本機構の経費に充てる関係市町の負担額については、下記のとおりとする。

- 1 均等割額 平成20年4月1日現在の関係市町1団体につき10万円
- 2 処理件数割額 17万円に平成20年度に本機構が引き受けた事案の件数を乗じて得た額
- 3 徴収実績割額 平成18年度に本機構が徴収した本税の実績額に10%を乗じて得た額

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「ただいまの提出議案につき、執行部側から説明を求めます。前畠事務局長。」

事務局長（前畠卓弥君） 「はい。議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、ご説明申し上げます。」

本案は、平成20年度の本機構の経費に充てる関係市町の負担額を定めるものでございます。三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づき、機構議会の議決を経て均等割額・処理件数割額の単価及び徴収実績割額の率を決定するものでございます。平成20年度市町負担金として、平成19年度と同額および同率の、均等割額として1団体10万円、処理件数割額として1件当たり17万円、徴収実績割額の率といたしましては、平成18年度の本税徴収実績額の10%を負担していただきたいと考えております。この、平成20年度の市町負担金については、県内市町の代表者11名からなる運営検討会において協議を行い、平成19年度から県の補助金が廃止され、又、移管事案等も減少傾向にあることから、今後の機構運営への影響を考慮して、平成19年度と同額・同率とすることで一致していただき、本機構議会定例会に提案をいたしました。よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「ただいまの議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、ご質疑、ご異議等はありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ないようでございますので、これより議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について採決をいたします。本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額につきましては、原案のとおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、『議事日程第5』議案第3号、平

成 1 9 年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。

越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第 3 号について、報告いたします。

平成 1 9 年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第 1 号）について

平成 1 9 年度三重地方税管理回収機構の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 6 , 9 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 8 , 5 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「提案理由」

三重地方税管理回収機構の平成 1 8 年度歳入歳出一般会計決算において、歳計剰余金が発生し、一旦、繰越金として補正予算に組み入れたい。

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「提出議案につきまして、執行部の説明を求めます。前畷事務局長。」

事務局長（前畷卓弥君） 「はい。 議案第 3 号、平成 1 9 年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、平成 1 9 年度当初予算において 5 , 0 0 0 万円の繰越金を想定しておりましたが、それを上回る剰余金の発生がありました。

したがって、繰越金 2 6 , 9 2 8 千円を補正予算として計上いたしました。

よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「ただいまの議案第3号、平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算(第1号)について、ご質疑、ご意見も含めてございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご質疑、ご意見なしと認めます。これより、議案第3号、平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算(第1号)について採決をいたします。本案は執行部原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。これより、議案第3号、平成19年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算(第1号)につきましては、原案どおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「次に、『議事日程第5』議案第4号、三重地方税管理回収機構監査委員の選任について、議題といたします。
執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。
越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第4号について、報告いたします。

三重地方税管理回収機構監査委員の選任について
三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第11条第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記

氏名 長谷川 順一（多気町長）
以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「ただいまの提案議案につきまして、執行部側の説明を求めます。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「はい、議案第4号、三重地方税管理回収機構監査委員の選任についてご説明申し上げます。

大野前議員（前度会町長）の監査委員失職に伴いまして、後任として、三重県町村会事務局よりご推薦をいただきました長谷川議員（多気町長）を機構規約第11条第2項に基づき、監査委員の選任について上程をいたしました。

よろしく、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「本案につきましては、直ちに採決したいと存じます。原案どおり事務局長の説明にご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「これより、議案第4号について採決いたします。本案は、執行部原案のとおり選任することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「よって、本案は原案のとおり選任することに決しました。」

議長（今岡睦之議員） 「以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

平成19年第2回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。」